

令和2年4月24日

入所施設・居住系サービス事業所管理者 様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

入所施設・居住系サービス事業所における面会者からの感染防止の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、4月16日（木）に、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されるとともに、京都府を含む13都道府県が、特に重点的に感染拡大防止に向けた取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県とされたところです。

この間、入所施設・居住系サービス事業所の皆様には、国が示す「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」【介護保険最新情報Vol.768】等を踏まえ、サービス提供に努めていただいておりますが、このたび緊急事態措置の実施期間中に、ゴールデンウィークを迎えるに当たり、面会者からの感染防止のため、面会は、可能な限り緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を徹底していただくよう、改めてお願いいたします。

（京都市情報館内の関連リンク）

[○【介護保険最新情報 Vol.768】「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」](#)

[○厚生労働省チラシ「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」](#)

[○新型コロナウイルス感染症関連情報（介護サービス事業者向け情報）](#)